

「新型コロナウイルス感染症」に係る経済対策について

平素は、当所、事業活動に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が急減した中小企業・小規模事業者の方々を対象とした金融支援などが国・県等で実施されています。そこで、当所で、「新型コロナウイルス感染症」に係る経済対策をとりまとめましたので、情報提供させていただきます。ぜひご活用ください。

記

○三重県が独自の対策として「リフレッシュ資金」の要件緩和を打ち出しました。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000871906.pdf>)

詳細は三重県のホームページから「新型コロナウイルス感染症について(最新情報はこちら)」⇒「中小企業・小規模企業の皆様へ」⇒「中小企業・小規模事業者の皆様へ(新型コロナウイルス感染症関連)」をご覧ください(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400019.htm>)。または、「中小企業経営の金融相談に関すること(<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500003997.htm>)まで

(連絡先:三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 TEL059-224-2447)

○3月2日、国のセーフティネット保証4号の対象として、三重県全域が地域指定を受けました。

この認定を受けるためには鈴鹿市へ申請する必要があります。詳細は鈴鹿市のホームページ

(<http://www.city.suzuka.lg.jp/index.html>)の「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業に対する各種支援情報をお知らせします」をご覧ください。

(連絡先:鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 TEL059-382-8698)

○日本政策金融公庫は「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を設置し、融資や返済に関する相談に応じています。詳細は日本政策金融公庫のホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)をご覧ください。

(連絡先:日本政策金融公庫 四日市支店 TEL059-352-3121)

○厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

または、三重労働局の「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口まで

(https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200214.html)

○経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)で、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」として、現時点での国における対策一覧をパンフレットとして公表しています。ご覧ください。

●問合せ:鈴鹿商工会議所 中小企業振興部 (TEL059-382-3222)

※新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の情報は日々更新されていますので、ご留意ください。